

外国人技能実習生の労働条件確保のための 監督指導状況

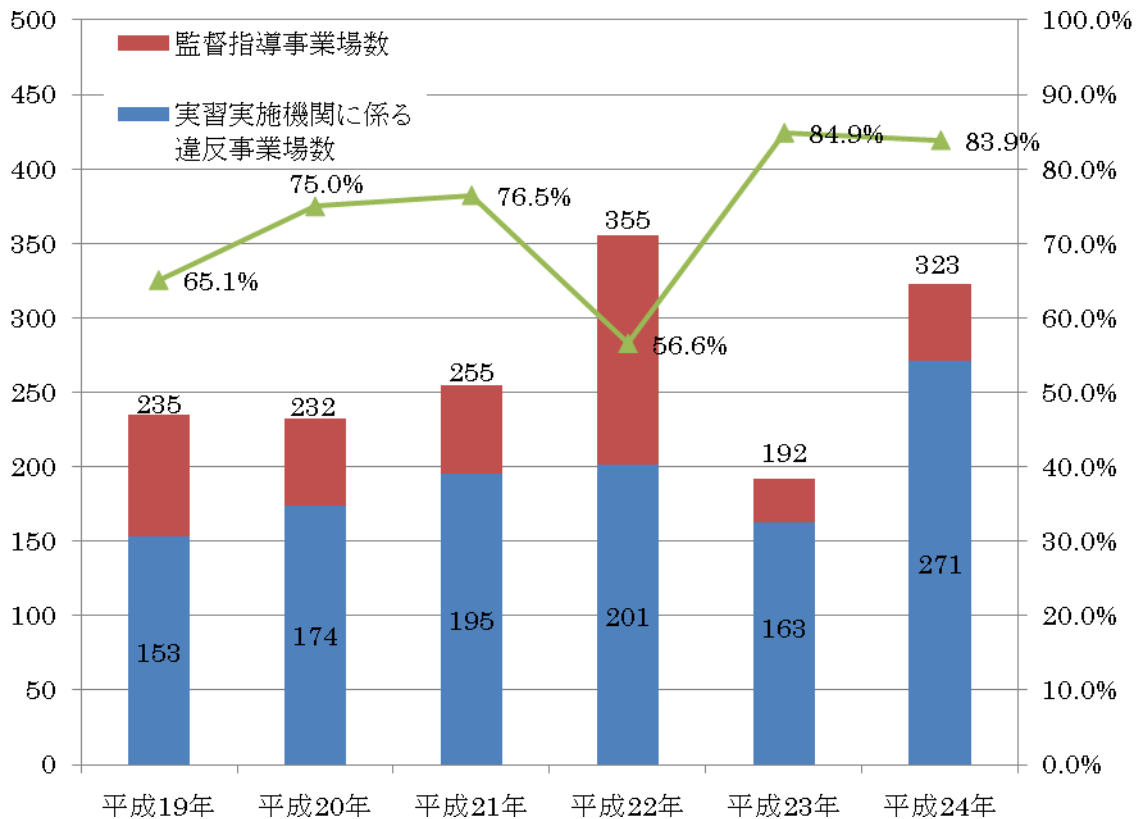
愛知労働局

愛知労働局においては、外国人技能実習生の適正な労働条件の確保に重点的に取り組んでいるところであり、平成24年に実習実施機関323事業場に対し監督指導を実施し、このうち83.9%に当たる271事業場で労働基準関係法令違反が認められた。また、59.1%に当たる191事業場で外国人技能実習生について労働基準関係法令違反が認められた。

1 監督指導状況

(1) 平成19年以降において、労働基準監督機関が実習実施機関に対し監督指導を実施した事業場数及び違反事業場数は次のとおりである。

<注> (1)、(2)について、違反は実習実施機関に認められたものであり、日本人労働者に係る違反も含まれる。



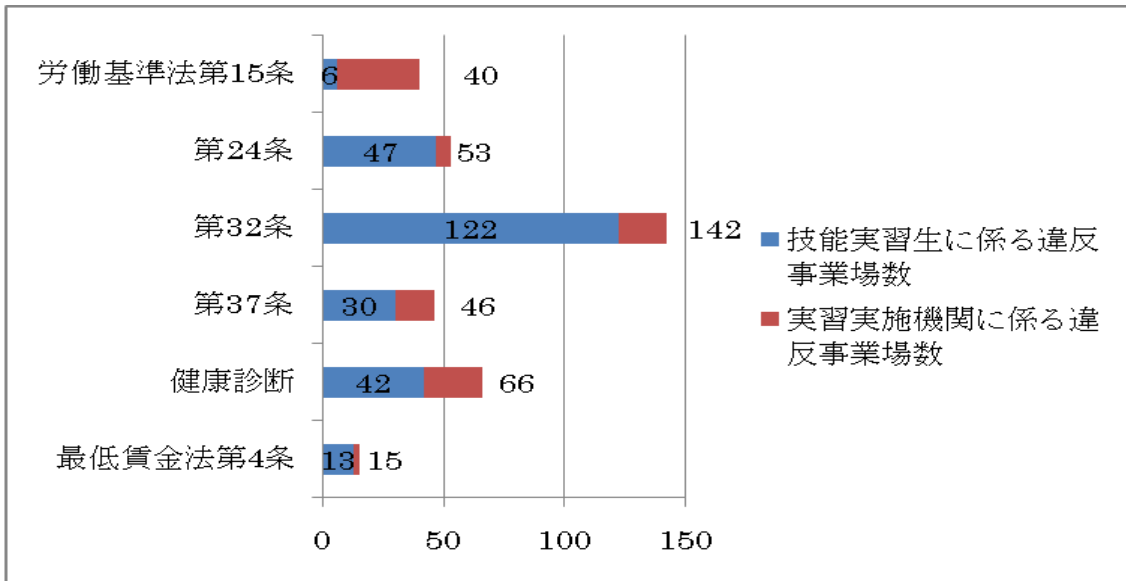
- (2) 平成24年において、労働基準監督機関が実習実施機関に対し監督指導を実施した結果、主な違反内容は次のとおりである。

主な違反内容	違反事業場数
労働基準法第15条	40
同法第24条	53
同法第32条	142
同法第37条	46
同法第96条（寄宿舍関係）	13
労働安全衛生法	169
うち 健康診断に関する違反	66
最低賃金法第4条	15

- (3) 平成24年において、労働基準監督機関が実習実施機関に対し監督指導を実施した結果、技能実習生に係る主な違反内容は次のとおりである。

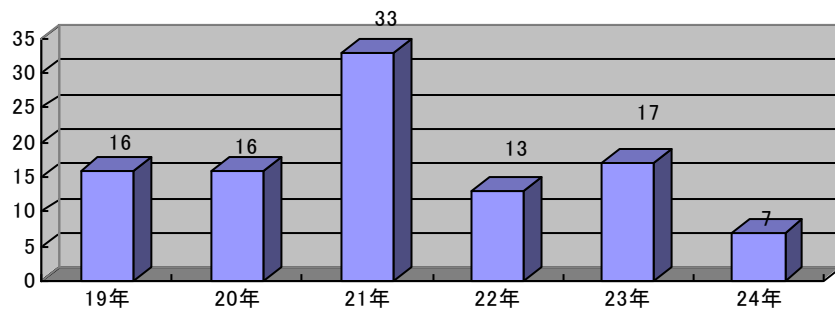
主な違反内容	違反事業場数
労働基準法第15条	6
同法第24条	47
同法第32条	122
同法第37条	30
同法第96条（寄宿舍関係）	4
労働安全衛生法	61
うち 健康診断に関する違反	42
最低賃金法第4条	13

技能実習生に関して労働基準法第32条違反が認められた122事業場のうち、法定労働時間を超える時間外労働及び休日労働の合計が1ヶ月100時間又は2ないし6ヶ月の平均で1ヶ月当たり80時間を超えている（以下、過重労働という。）のは、64.8%に当たる79事業場であり、監督指導事業場の24.5%を占める。技能実習生に関して過重労働が認められる事業場が多いのは、名古屋南（監督指導事業場の42.9%）、岡崎（同50.0%）、刈谷（同48.7%）、豊田（同44.4%）監督署管内の製造業である。



2 申告状況

- (1) 平成19年以降において、愛知労働局内の労働基準監督機関に対して外国人技能実習生から労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告件数は次のとおりである。



- (2) 平成24年における主な申告事項は次のとおりである。

主な申告事項	申告事項別申告件数
賃金不払（労働基準法第24条）	4
割増賃金不払（労働基準法第37条）	3
最低賃金（最低賃金法第4条）	2

<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の合計と申告件数とは一致しない。